

第1回県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会

会 議 録

1 日時

令和6年9月17日（火）18時から19時55分まで

2 場所

岩手県庁 12階 特別会議室

3 出席委員

吉田基委員、工藤健人委員、五味壮平委員、小野寺哲志委員（欠席：内田尚宏委員）

4 委員長等の選任

委員の互選により、小野寺哲志委員が委員長に就任

5 議事

○ 会議の公開

会議に先立ち、本日の会議の公開、非公開について諮った結果、公開することに決定

（1）県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会について

（2）指定管理者制度について

（3）岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について

（4）岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項（案）について

（5）今後のスケジュールについて

.....

議事（1）県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会について

議事（2）指定管理者制度について

○ 事務局において資料1及び資料2により説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はございますでしょうか。

A委員：資料No.2の指定管理者となることのできる団体の記述があります。これはいつもの通りですが、法人格は不要としている根拠は何か改めて確認したい。大きな事故が生じた場合、責任が無限となってしまうため、有限責任の方がよいなと思ったところです。責任の範囲の観点から、有限責任法人や有限責任組合とすることを定めなくてよいのかなと思ひ、確認したい。

事務局：現在の地方自治法上は、法人格までは求められていない。いわゆる権利能力なき社団であっても対象とすることができます。制度上はその通りではありますが、実際に当該公園の収支計画書を添付させていただき、経営状況、そして、運営の力量があるか、公園管理に必要な関係スタッフが揃っているかなど、様々な点において審査対象となります。資料No.2は最低限の制度的なものの記述となっていますので、実際には、委員お話しのとおり、公園管理に当たっての能力は、実際の審査において、委員の皆様にご審議をいただきながら、その点は厳格に判断していく必要があると考えています。

委員長：他にありますでしょうか。

B委員：今の点に関し、実際には（複数の法人が参画した）共同体としての申請が見込まれる。そういう意味合いがあるのではと思う。1者では県が求める役割はそうそうないと思う。公園管理には様々な分野の知見が必要であるため、連携体で応募する場合には、その連携体には法人格はない。ジョイントベンチャーみたいなものを想定とした場合、それは仕方がないのかなど。A委員のお話しのところ、その通りと思います。大丈夫なのかと。ただし、これを考慮するとそのような規定とせざるを得ないと思います。実際に、それぞれの団体が連携して応募されるケースがありますから、これを考慮すれば、この規定は致し方ないと思います。

事務局：確かに、現指定管理者についても、公益財団法人)公園財団と、特定非営利活動法人)緑の相談室のこの両者が共同体を組んで指定管理を受けています。

公園運営の全般のノウハウに関しては、公益財団法人)公園財団が、そして岩手での植栽管理における具体的作業等を担うのは特定非営利活動法人)緑の相談室であり、B委員の発言のとおり、共同体の場合にはそのための法人登記をするわけではありませんので、法人格がないということになります。このことから、B委員の意見のとおりと思っています。

委員長：他に御質問はございますか。それでは議事の方を進めさせていただきます。

.....

議事（3）岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について

○ 事務局において資料3により岩手県立高田松原津波復興祈念公園の概要について説明。

委員長：ただいま説明に対し、御質問等ございましたらお願いします。

A委員：以前、現指定管理者から伺ったが、管理棟の右側に駐車場があると。この駐車場について、資料を見ると県管理区域に入っていますので、この駐車場の管理についても、指定管理者の業務の範囲内かなと思ったところ、指定管理者から聞いたら、地元の観光協会が駐車場を貸し、駐車場料金を徴収しているとのことでした。この点の整理はどうなっているか。高田松原海水浴場のオープン時の駐車場の料金徴収が管理業務に入っているのか、管理範囲上正しいものなのか。

事務局：公園管理棟に隣接する駐車場は県の所有であることから、指定管理者の管理となります。ただし、夏季である7月中旬から8月中旬までの間は、東日本大震災津波以前の経緯もあり、（高田松原海水浴場に隣接する）駐車場については、陸前高田市観光協会が許可を受け、その許可範囲で駐車場を貸し出ししています。この許可を受けた期間については、陸前高田市観光協会が管理を行っていることとなります。そして、当該許可を受けた範囲で、利用料金を徴収し、駐車場として貸し出している経緯があります。令和3年度に陸前高田市から相談を受け、最終的に、（東日本大震災津波）従前の形で、県が陸前高田市観光協会に許可をして、貸し駐車場として運営することとし、県と陸前高田市と協議のうえ、そのようにした経緯があります。このことから、指定管理者の立場としては、陸前高田市観光協会が許可を受けている7月中旬から8月中旬までの海水浴シーズンの間の管理については、指定管理者による直接の管理ではなく、許可を受けた者が管理するという整理となっているところです。

委員長：他にございませんか。

B委員：確認ですが、地図上で、分からないところがあります。高田海岸はどこが管理しているのか、本公園のエリアとして囲まれていなかったのか。高田松原の海水浴の事故があればどうなるかなと思って。それが整理されているのか。

事務局：まず、高田海岸については、県が海岸管理者となっており、防潮堤の海側は大船渡土木センターが海岸施設で管理しています。指定管理エリアには入っていません。そして、高田海岸には、高田松原再生のマツ（約40万本）が植栽されていますが、森林関係での管理であり、本県農林水産部、出先機関では大船渡農林振興センターが管理しているエリアとなります。このことから、今回の指定管理のエリアから除外しているところ

です。

C委員：先ほど駐車場の話がありましたが、公園の範囲の中には他にも比較的小さめですが、いくつか駐車場があります。例えば、最上堂橋のたもとの駐車場は、海水浴場に行くに非常に近く、管理棟に比べれば、まっすぐに行けるのでここに止められればよいなど。例えば、このような駐車場を有料で指定管理者が貸し出すことは可能なのか。

そして、これまであまり気付いていなかったが、東日本大震災津波伝承館前の駐車場に関してだが、伝承館側は国の管理エリアになっていて、道の駅高田松原側は県でも国でもない、陸前高田市の管理の駐車場なのか、その辺りを示していただきたい。

事務局：まず、最上堂橋のたもとにある駐車場について、指定管理者が駐車場を貸し出し、利用料金を徴収できるかということについてです。これから説明する業務運営仕様書には、当該駐車場については、利用料金制を導入するという内容とはなっていません。

一方で、指定管理者側の方がそういった提案し、出来るかという点については、指定管理者側が使用許可を得て、一定期間に限って駐車場料金を徴収するという点に関しては、詳細を検討した上でなければ、可能かどうか明確な回答はできないところですが、都市公園法に基づく占有及び都市公園条例に基づく行為許可とも勘案をしながら、実際に指定管理者側が、そのような行為を行いたいということについて、どのような取扱が妥当であるのか。また、現在、陸前高田市観光協会に対して令和3年度に一定期間、許可をしたわけですが、これと同等の扱いとできるかどうかを含め、検討課題とさせていただきます。

公園内の駐車場の管理ですが、駐車場は基本的に全てが都市公園の区域内となっておりますが、一方で、国道45号に接するところ（いわゆる道の駅高田松原等の隣接区域）は、国土交通省道路局が整備した駐車場エリアでございます。国道45号の道路管理者である国土交通省が管理するエリア、道の駅高田松原を整備した側の駐車場は陸前高田市が管理するエリアとなっております。駐車場の整備自体は国土交通省三陸国道工事事務所（現：南三陸国道工事事務所）が行ったところです。このため、公園として都市計画決定がなされたエリアは全てを含みますが、実際の指定管理者が行う管理区域については、これらの駐車場は含めていないところです。

委員長：小さい駐車場の有料化については取扱を検討する必要があるということと、東日本大震災津波伝承館の前の駐車場、大きくPと書いてある方は三陸国道事務所、そして、黒色で囲まれているところは陸前高田市が管理するエリアと2つに分かれるということですが、C委員、よろしいのでしょうか。

C委員：左側は陸前高田市の管理となるのか。黒線でも囲まれていますね。地域振興施設の駐車場、そして右側が国土交通省の駐車場でよいということか。

事務局：まず、東日本大震災津波伝承館前の駐車場は、道路事業として、国土交通省が道路、施設の整備を行ったところです。そして、道の駅高田松原に隣接する駐車場は、当該施

設に附帯する位置付けで、陸前高田市が管理することとなっているところです。

委員長：別図が拡大したイメージでよいか。大きい駐車場部分は、図面上、口が開いた形で、これは国道45号の道路管理者である国が管理しますということですか。

事務局：そのとおりです。

C委員：「追加でもう1点。別図を見ていて、赤で囲まれたエリア、県の管理区分となっていますが、特に奇跡の一本松のあたりからずっと右側の方に至るところまで、水がないところを囲ってある線とも見えるし、水場も囲んでいる線にも見えますが、これは両方とも県の管轄のエリアだということによろしいでしょうか。

事務局：古川沼エリアは河川の位置付けで河川管理者として県が管理をしています。そして気仙川と合流する部分、河川と海岸部分の両方に跨るエリアについても、河川管理者として県が行っております。このことから、指定管理者はこれらの公有水面の管理を直接担わず、県が管理していますが、これらの活用等に関しては、県と指定管理者が連携して対応ができると考えております。

.....

議事（4）岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項（案）について

議事（5）今後のスケジュールについて

○ 事務局において資料4により募集要項（案）について、資料5により様式集（案）について、資料6により今後のスケジュールについて説明。

委員長：ただ今の説明に対して、御質問、御意見等をお願いします。

C委員：資料4の8ページで3年間の指定管理料の上限額について、1億200万円と、これは現指定管理期間よりも少なくなったとの説明でしたが、前回の金額はどれくらいか。

事務局：前回（現指定管理期間）は、1億1,526万3,000円です。

C委員：現在よりも1,300万円位が少なくなっている。

事務局：その通りです。

C委員：その主な理由が、管理事務所の会議室の使用料が少ないという話で理解したが、それで間違いはないか。

事務局：詳細な試算表は公表していませんので、口頭で説明しますと、使用料収入等については、現行の指定管理期間中は、稼働率5割で試算をしており、高い試算となっています。年間で約170～180万円の収入を見込んでいました。しかし、現状としては実績がほとんどなかったことから、大幅に収入見込みを低く設定し直しをし、稼働率1割とした場合に約40万円余の収入があるのではないかと試算したところです。収入につきましては、減るであろうとの見込みとしたことから、支出の要素に変更がなければ、指定管理料は上がることになるわけです。指定管理料総額の減少の一番大きな要因は支出にあります。支出で最も大きい芝刈管理工につきましては、前は初めて指定管理者制度を導入する場面であり、施設がなかったことから、県の公共土木工事の積算基準をもとに、約2,100万円余で積算をしました。その後、この3年間における指定管理者の実際の勤務状況、そして収支決算の中身等について確認することとなり、直営の管理と必要な部分を外部委託により行っていたところでした。この額等についても、3年間の平均が約1,200万円余であることから、単年度ベースでいえば、約800～900万円の差が出てきます。つまり、県の積算上の積算額よりも、実際の指定管理者の直接的な植栽経費が低いということになっています。ここが、指定管理料額が減少となった要因の大きい要素となっています。その他のところについては、若干、人件費や物価高騰等で様々な経費が上昇をしていますが、トータルで申し上げると、一番の減少要因である県の積算基準で行った算定と実際に要した経費の差が大きいというのが、指定管理料総額を押し下げている大きな要因であると考えています。

C委員：植栽部分に関し、植栽物の芝刈り等の話に関しても、その植栽の経費の中に含まれるものですか。

事務局：全て含まれてございます。

C委員：正直なところ結構びっくりしながら、お聞きしていたのですが、果たしてこの金額でやっていけるところが出てくるのだろうかというのが、非常に懸念される。これまで年度末に、県立都市公園利活用等推進有識者会議の場でも、指定管理者から、実際にどういうふうに管理運営されているかということをお話しを聞く機会があり、そのお話しでも、やはり芝刈等の植栽の頻度では景観保持上難しいという話は再三聞いており、それは非常に説得力ある説明だったと思っています。これを市民協働でやってくださいという話ですが、市民協働で、今の状況でとてもそれを皆でやるっていうのは、極めて無理がある話です。これだと引き受け手が出てこないのではないかと非常に心配しています。

委員長：事務局、今の件についていかがでしょうか。

事務局：今日、全庁的な議論を経て、このような御提案をせざるをえないというところであり、今回に至っているというのが正直なところでございます。委員御指摘のとおり、非常

に現場の皆さんの認識と相当乖離していることも、想定をしているところでございます。このことから、実際の経費等について、本来であれば芝刈を複数回とすべきということもお話しは頂いていますし、様々な機器設備の配備等の必要性についても御議論いただいているところです。

その上で、今回、このような提案になっているということについてですが、今から3年前の令和3年度に指定管理料の算定議論に当たって、公共土木工事の積算基準をもとにしていたということもありますが、市民協働の取組推進、別紙1の高田松原津波復興祈念公園管理計画に掲げる理念に関し、その動きを加速する必要があるという観点から、やはり協働の取組の推進が必要であり、これをベースとした管理運営の在り方を進める必要があるのではないかということで、年1回としようとして当時検討をしたとされています。この点、確かに現実との乖離があるというお話については、承知をしているところです。

今後の県の運営のスタンスとして、協働の取組の推進はやはり進める必要があるのではないかとということもあり、最終的に当方の提案としては、年1回の芝刈管理と、経費等については、実績等にとどまったところです。

確かに、今回の募集でC委員からいただきました、応募者がいないという意見は事務局としても想定、懸念しているところです。この取扱いですが、この仕様等で客観的に困難である場合、応募者がいない場合には改めて仕様を検証させていただき、管理者が不在とならないように、2月定例県議会での提案に向けて再算定することを1つの対策として現在考えているところでございます。

委員長：指定管理料はある程度やむを得ないと、また協働の取組を進めるため芝刈管理工1回にとどめる。また、応募者がいない場合には、再度検討するということか。

事務局（追加）：回答を纏めますと、事務局としては、今の財政状況も考慮すると非常に苦しいところがございます。全庁的には、指定管理者を選定する指定管理料は過去の実績をベースという取扱いとしており、他施設と同じ並びとなるところでございます。芝刈回数ですが、担当から説明のあった通り、高田松原津波復興祈念公園基本計画にあるとおり、市民グループと協働を進めていくとしていくとの部分の記載があり、どうしてもそれに縛らせていると。協働の取組のスピードを上げていかなければならないという部分があります。こういった取組を進めていくことを含め、今回の算定額となったところです。

C委員から、この内容では受託者がいないのではないかと懸念が御指摘されておりますが、これについては、説明を繰り返すようで恐縮ですが、改めて応募者がなかったという場合には、問題点を検証させていただき、改めて仕様や積算の見直しをして、また、本委員会にお諮りさせていただき、御意見を頂戴したうえで、年度末の契約者の選定に至るといふところまで持っていきたいというふうに事務局では考えています。

C委員：3年前の会議にも参加させていただいてもらっていて、その時の議論も明確に全部記憶しているわけではないですが、芝刈のために市民協働があるという認識はおかしい。今回初めて聞いた気がする。確かに、市民協働を推進していきましょうということはこの

基本計画を作る段階からあって、私もそのために参加していたということがあり、陸前高田市在住の方、県民を含めて色々な方に公園に携わっていただいて、それが結果的に維持管理に結びつくということは意識されていたと思います。しかしそうだからといってこの草刈を住民の人たちにやってもらうということではないことは、何度も計画検討の中で確認されていたようにむしろ記憶している。

3年前の仕様を策定する段階で、芝刈管理工が1回になった理由として市民協働があるからそうになっているという話は今日初めて聞いたような気がする。芝刈を市民協働で行うということのをこれまで参画いただいた市民の人が聞いたら、相当怒られるのではないかとというのが1つです。それから、実際問題として、少し位は草刈を一緒にやってもらってもいいのではないですかということを指定管理者の方に話をしたことがあったが、指定管理者から、万一草刈中に事故等が起きた場合にその責任の発生が非常に懸念されることから、一般の方々をお願いするわけにはいかないと言われた。そういったリスク管理という意味でも大丈夫なのかと思う。

委員長：事務局、3年前の考え方との違い等、いかがでしょうか。

事務局：まず、令和3年の検討に当たり、今回のように市民協働で芝刈を行う前提とした仕様となっていることについては、表立っての議論までには至ってなかったかと思えます。といいますのは、令和3年度の議論では、指定管理者の候補者、その後に現指定管理者になるわけですが、やはり適正な公園管理のためには、芝刈り頻度はこれでは極めて不十分であるとの募集時の質問時に不満の意見があったことがございました。令和3年度の議論では、草刈回数や芝刈回数に関して、協働の取組を促進するという観点でこうしましたという説明までには正直のところ至っていないところです。

現指定管理者や、本日の委員の皆様から意見をいただき、やはり芝刈管理工を複数回できないか、事務局でも協議等を重ねてきたところですが、その協議過程の中において、協働の取組を1つの重要な管理運営の柱としている以上、この点については、事業を運営する側として、一定の努力をすべきはないかという意見もありました。このことから、確かに市民協働の皆さんの方からすれば立腹されるのは当然だろうということも認識してはいますが、最終的な形として、これまでの芝刈管理工は1回という最低ラインは県が行いつつ、これを超えた部分につきましては、市民協働の御協力が得られないかという趣旨で考えているところです。

次に、市民協働による芝刈等の安全面での問題についてです。確かにハンドガイド式ないしは肩掛式の草刈では、原則安全管理者を配置しなければならない状況です。御指摘のとおり安全面の問題は、非常に考慮しなければならないということは委員御指摘のとおりですし、事務局でも認識しています。このことから、仮に協働の取組で実施する場合には、必要な講習等の実施や指導者の養成等に配慮しなければならないわけですが、いきなり市民協働の団体に対して、草刈を全域で一気に行うことは相当ハードが高いことから、事故発生防止の観点から、徐々に取組みができる体制を構築することが現実的ではと考えています。



委員長：協働だと、事故リスクを考えると必要なこと。講習などの諸経費は指定管理者ではなく県の負担で行うという考えもあり得るのか。

事務局：現状として、今回の指定管理料額にはこれらの講習会の経費は含まれてございません。このため、講習会の開催や各種保険加入が必要になってくる場合については、別途、考慮していく必要があると思っています。現時点での指定管理料では当該経費は算定しておりませんので、仮にこれらを実施する場合には、県側の方で別途検討しなければならないところだと思います。

C委員：講習をするという話が出たが、そういう問題ではないと思う。陸前高田市の周辺で地域内で草刈等の作業をやられていて上手な方もいますが、だからといって、例えば、講習会を開くなどして、運営経費がないため草刈をしなくてははいけませんという話をした時に、どれくらいの人が協力してもらえるか。これまではそのような草刈の話は市民協働の中では一切出てきませんでした。その中で、こういった話が突然出てきた時に、果たして協力してくださる方が住民の中にいるかどうか、出てこないだろうなどと思います。

事務局：C委員の御指摘のとおり、極めて難しい判断になると。事務局でも市民協働でどの位人力が必要なのか試算した。やはり、2～3ヵ月以上掛かる見込みとなっています。こうした状況なことから、全てのエリアを2回、3回行うことはかなり厳しいだろうと見込んでいます。仮に、市民協働の皆さんにお願いするのであれば、園路周辺部で最重要のエリアに絞られるであろうということは想定しております。このことから、芝刈管理工を複数回できればということで鋭意検討を重ねたものの、今回の提案に至ったところですが、これは現実的でないということは認めざるを得ないところです。市民協働で出来るところも考えられないかということもあり、これはこれとして市民協働の取組で芝刈回数を確保できるよう進めていければと思っています。

委員長：9ページに審査内容の記載があるが、第二次審査のところ、運営計画の具体性とか施設管理の手法というところの評点が高くなっているが、基本的には、要は、芝刈管理工は年1回という仕様は見せつつも、指定管理者からの提案を求めたいという考え方ということでよろしいですか。

事務局：仕様書上の芝生管理工の回数は最低基準であることから、現指定管理者もそうでしたけれども、例えばこのエリアは複数回芝刈を行う必要があるということで、指定管理者側から提案をいただければ、より良好な管理となることから、当該提案は加点するという形で考えております。

委員長：他に御質問はありますか。A委員、お願いします。

A委員：やはり芝刈管理の議論は避けられないです。年1回は少ないですよ。私も中津川の河川敷の草刈を行っています、やはりすぐ伸びてしまう。また、伸びきった場合の草刈は労力がかかるため、こまめに刈った方が逆に労力が少なくなると認識しています。このため、年1回は少なすぎるのではと思うのですが、財政状況もあり、仕方がないところはもちろんあると思います。改めて仕様を見ると、本当にここまで必要なのかと思う部分もある。資料別紙2の別記5の植栽管理基準を見ると、刈り取った芝は速やかに運搬とあるが、これは省略できるのではと。見た目が悪くなるため、川に流れて怒られるところはあるが、こういったものを削るとか、あるいは、年1回の芝刈管理工をやめて、快適に過ごせるような芝・草の状態にする等の定性的な言い方にするとか、受託する方に寄り添った書き方とすることが1つの配慮としてできないものかと見ていました。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：芝刈回数については、不足しているということはこれまで様々な御意見をいただいております。植栽等に当たって、刈草等の運搬や、年1回の芝刈という仕様ではなく、快適さを担保するというような仕様ではどうかという話がございました。この件、例えば、どの位の出来形がよいかは、指定管理者側の方に少し裁量的なところを委ねる、少しでも良いような管理ができないかという話で承りました。

これに関してですが、まず、刈り取った物は廃棄物であることから、刈り取った以上、廃棄物として適正に処分する必要があることから、そのことは明記する必要があると思います。

そして、回数ですが、やはり、どの位であれば快適なのかという客観的に測定できる基準は当方では備えてございません。確かに、そのような御意見があることについては、実際の管理を行うに当たっては配慮しつつ、仕様上は何回以上行ってほしいという形での記載になるのではと思っています。

A委員：分かりました。いずれ、実際管理している側からの提案というのは、大事だと思いますので、柔軟に見て、審査する方が良いと思います。実績でこのぐらいの値段だったからこの予算額の基準となるという具合に、指定管理者の工夫を取り入れるわけですから、この点も指定管理者の提案を柔軟に受け止めていただければと思います。

B委員：非常に難しい問題があるかと思いますが、施設利用料収入がない一般的な公園を指定管理者制度で管理する必要があるのかということ。公共工事や役務の発注と何ら変わらない状況ではないかと。これが分かっている団体と、そうでない団体の対応の仕方が、地域性もあるが、異なるように。これまで県立都市公園に関わった経験から、非常に感じる次第です。本来の指定管理者の趣旨は色々ありますが、行政としては経費の削減が一番なはず。民間に委ねるところは委ねる。県が直接管理した場合よりも、民間に任せの方が経費が下がったのかどうかということがあがるが、本来、そういう議論にもならないような複雑なこの公園のあり方を何度議論しても分からなくなっている。外部の我々には

いろいろな立場・意見がありますが、1回原点に立ち返って、どうあるべきなのかと検討すべきだと思います。(検討に当たっては)施設利用料収入があると分かりやすいですが、指定管理者は営利法人もでき、営利法人では利益が出ない場合は引き受けないわけです。

このため、引き受けない場合があるかもしれないという話がありましたが、私は引き受ける方がいると思います。この仕様の範囲内で仕事をやれば、申し訳ないですが、植栽管理の回数が足りないので増やしてほしいという、営利団体の当然の声でありますし、雑草を見て大変と分かりますが、単純にその声を受け入れることについて、私は別の角度から話をさせていただきますが、何か公的な施設管理においてコスト削減を行うということと、皆さんの御発言との間が指定管理者制度本来の趣旨とは異なるところにあるのかなと感じます。指定管理者制度の運用に関し、関係者がもう少し勉強して、どういう方向にこの指定管理者制度を運用していけばよいかということ、やっぱり応募者も含めて広く考えていく必要がある。実際他の公園では民間のボランティアを活用して、小規模ですけれども行われているところがあるのではないかな。なぜ、高田松原津波復興祈念公園が、現在、理想よりも遅れているのか。その辺について、難しい問題ですけど事務局で研究していただきたい。同じ岩手県民ですから、いい方向に向かえように、引き続き庁内の議論を続けて欲しいと思います。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：確かに事務局としても、これまでの議論がありましたとおり、芝刈回数1回では不足をしているということは、実態としてはその通りだと思っております。

一方、これまでの現指定管理者がかなり努力をされて、何とか今の管理を維持していることも事実です。指定管理者制度は、民間の活力を生かした創意工夫でもって、最低限の管理は実施していただくとしても、プラスアルファで、何らかの工夫をして、付加価値を高め、魅力を高め、公園を利用していただくというところのノウハウ的なところを活用する側面もございます。今回、長期的に見てどうあるべきなのかということにつきましては、現時点で明確な見解は持ち合わせてございませんが、指定管理制度としてこの公園を管理運営していくというあり方等につきましては、別途考えていく必要があるなと思っております。

この点については、委員の意見等も参酌し、そして、他の都市公園もあることから、これらの公園をも含めながら、この募集とは別に、別の角度から、取り組んでいかなければならないところと考えております。

委員長：他に質問等ございますか。A委員。

A委員：資料No.4の2ページ中段に、(2)クに利用者数、駐車場利用台数の各種調査を行うこととある。花巻広域公園の場合でも少し話をしたが、GPSでよいのではと。GPS等のデータ上で随時管理する方法が時間帯別、性別、年代別等の属性別の正確な数字やマーケティングに使えるような数字が出るのではないかとすることがある。そういった導

入の経費を県がサポートしてあげればよいのではと少し思いました。

次に、B委員から話があった点に関し、視点は違うが、指定管理料が安くなればいいというものでもないというところがあり、やはり利用するお客様にもっとよいサービスをすぐ提供できる場所も重要と思いましたので、そういった創意工夫を、面白いのでやってみなさいというような、そういった指定管理者の創意工夫を十分に受け入れる体制がより重要だと思えます。例えば、お祭りをやってもらうと。お祭りをやるとみんなで草を刈りますので。例えば、そういった工夫をどんどん、入れてってもらえたらいいなと思いました。また、それを県側が草刈りの実績として受け入れてもらえればいいなと思いました。

委員長：利用者数や駐車場利用台数の調査に関してもありましたが、いかがでしょうか。

事務局：まず、利用者数の把握手法として、GPS測定等の新しい調査を入れてはどうかとの御発言でした。利用者数や駐車場台数の調査をGPSで測定するということにつきましては、現指定管理者では行っておらず、また、次期指定管理者の募集には指定管理料では考慮しておりませんので、この点につきましては、正直、直ぐにはいかならないと思っています。

一方で、委員からも前回の意見等もありましたことから、例えば指定管理者の方からこのような利用者数の把握の提案があり、GPSで行うとの話があれば、その提案を受け入れて、活用するのはよろしいことかなと思います。県の方でその体制を確保するかどうかについては、既に指定管理者制度で管理している花巻広域公園、御所湖広域公園の入込数の調査方法との整合性を整理することも必要であることから、県から進んで、調査方法の見直し、調査のための新しい制度やシステムの導入については、検討に時間を相当要すると思っております。

委員長：あと、今ご意見ありましたけども指定管理者の創意工夫について、今回はぎりぎりに絞った仕様ですが、指定管理者から創意工夫を求める姿勢が大事という御意見ありましたが、その辺に対してはいかがか。

事務局：募集要項の9ページと、本日詳細の説明を割愛いたしましたが、資料No.5の募集要項の関係書式についてです。まず、募集要項の9ページでサービス向上や利用促進のための連携体制、施設管理上の工夫などが評価項目となっていますので、この点の御提案をいただくことにつきましては、実現性等の審査は必要ですが、提案があれば、ありがたいところと思っています。そして、資料No.5の14ページ、様式第9号ですが、利用促進策等を提案いただくものです。14ページから15ページが利用促進策について、そして16ページは利用者サービスの向上について、そして17ページで公園施設の管理、植栽管理の提案項目となっていますので、最低限の仕様はあるとしても、それにプラスして提案できる場所に関し、書類審査と第二次審査のポイントになると思います。そこに創意工夫を反映していただければと思います。

委員長：委員の皆さんいかがでしょうか。C委員どうぞ。

C委員：民間の活力を活かしてということに関し、B委員からも御発言がありましたが、収益源があればということであり、ゴルフ場があるとか、例えばスポーツ施設などであれば、そこで創意工夫を生かして、収益を高めるというようなことはやれる余地が大いにあると思う。そして、仮に高田松原津波復興祈念公園の場合に、収益に直結しなくて、サービスの向上という意味で、あるいは経費節減というところで、創意工夫が発揮できる余地あると思いますが、ただ大きく収益を高めていくということはこの公園では基本的には難しいことは事実としてある。その中で、やはり限界があると思っており、それで高田松原津波復興祈念公園基本計画を策定する頃から関わらせていただいているのですが、非常に違和感を感じるのが、市民協働の話について、公園の基礎的な管理について市民協働に期待するという話です。繰り返しますが、これは基本計画策定段階では一切ない。プラスアルファのところ、例えばその計画の中にはありますが、もてなし、景観とかで住民の人たちの協力を得てやっていくことが目指された。これを重視して、国・県・陸前高田市で協議をして、基本計画の中に盛り込まれた。しかし、なかなかそれが難しい。難しいのはいろいろ理由がありますが、1つには協働の取組に対して全く予算が盛り込まれなかったということが実際にはあったと思う。言わば、住民の人たちにとってみれば、活動をするにしても全部自分たちの持ち出しになってしまう。そうすると、やってみよう、やりたいけれども、持ち出しになるのだなとなってしまうと、なかなかやっぱりそこまでしてやることはためらいます。更に場合によっては、そこで何か新しい事業をやろうか、自分たちが、収入を得るような取り組みをしようと思っても、ルールなどでなかなかそう簡単にはいかない。そういう中で、他にもやるものがたくさんある中で、復興祈念公園に市民協働で関わってくる人たち、もともと人口が少ないということもあり、集まりにくいところは実態としてはあります。

それが今回の指定管理の計画の話になったときに、いつの間にか市民協働は、公園の維持の経費を節減するためであったんだって話となるのは、基本計画の理念からやっぱり大きく外れる話だと思えます。今日の話の論理の在り方は大きくずれたものであって、非常に違和感を覚える。

事務局の状況はよく理解しており、ここに至るまで延期が続いたのもそういう背景があると思えますが、そういったところをあえて発言しなければならないと思いました。

事務局：C委員からお話あった、基本計画の解釈、考え方については、確かに御指摘のとおりであり、公園の基本的な管理は、公の施設を所管する県が行うべきであるのはその通りです。そのうえで、公園の利活用、公園の魅力度向上を進める側面での協働というところが基本計画の前提として記述されていることは、事務局として認識しています。このことから、今回の提案等については、基本計画の理念からは大幅に乖離したものであることは受け止めざるを得ないところです。その上で、やむを得ず今回このような形での御提案とならざるを得なかった事情がありました。

今回、仮に応募者がいない場合や、応募者がいたとしても現指定管理者の管理運営の水準から下回ることが懸念される場合は、最終的に委員会の審査を経てとなりますが、応募者なし、ないしは該当者なしとの判断もあり得ると考えています。その際には、C委員からお話がありましたとおり、管理運営のあり方を県全体として再考し、改めて再募集するというものも考えていかなければならないという想定も考慮した上で、進めていく形ではないかなと思っております。

事務局（追加）：補足といいますか、事務局でもいろいろ研究はしておりますが、基本計画の30ページに管理運営方針の部分があります。C委員からも御指摘のとおり、この管理運営の考え方のベースが違うという話がありました。別に委員を依頼している都市公園利活用等推進有識者会議でも話題となったとおり、ここでいう管理運営については、現在の考え方と言いますと、（市民協働にも）管理運営に参画していただきますが、その理念としましては、利活用の推進というふうな言葉に読みかえて理解するのが正しい考え方であるということが、C委員の意見としてはあるということでしょうか。

C委員：そうですね。

事務局（追加）：総じてそのとおりの考え方で理解すべきだということであり、伝統的な、いわゆる公園の管理というふうな部分につきましては、公共（県）が担うものであるという、責任分界点がベースにあると、いうふうな考え方で作成されたとの理解でよろしかったでしょうか。

C委員：はい。

委員長：他に御意見はございますか。

C委員：補足しますと、市民協働に関しては、確かに、基本計画を策定する段階で想定していたほど、十全な展開までできているかといえば、必ずしもそうではないと関係者の1人としてそう言わざるを得ないなと思っておりますが、今の指定管理者はできることは最大限やってくれているなど。むしろ、彼らが関わっているがゆえに、いろんな動きが出始めてきた。今年に入って大きくなった。基本計画に沿った市民協働に向けた取組を少しずつ着実に進めてくれているというふうに思います。

委員長：先日もテレビで、今の指定管理者が、ビオトープの見学会を行うということで、テレビに出演したりしています。それが、この今回の仕様の草刈に繋がるというものではないのですが、事務局も分かっている気がしますが、協働の取組をどのように展開していくかというのは、今後の課題である。県立都市公園利活用等推進有識者会議などで委員の皆様からお話しを受けているところはありますので、そこはそれでやっぱり考えていく必要があるのかなと私も思います。

委員長：他にご意見等ございますか。なければ、事務局としては、今回はいったん公募を進めること。スケジュールの説明でもあったとおり、現行の指定管理者の管理水準を下回る場合には該当者なしが想定されるとし、その際には、改めて仕様や指定管理料の見直しをし、この選定委員会で再度諮るということ。今のスケジュールですと12月議会に提案するということですが、更に1回延ばして、2月議会での提案を念頭に対応していくということだと思います。

それでは今回こういった形ではありますが、事務局から示されております募集要項等に基づき、指定管理者を公募する形で進めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

かなり先行きに不安なところもありますが、その時には事務局の方でもしっかりと創意工夫に頼るだけでは難しいことから、再考してもらった上で再提案なり再審議という形にしたいというふうに思いますので、その辺を踏まえた上で、今の仕様で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

.....

## 6 その他

委員長：それでは議事につきましてはこれで終了いたしました、「その他」として委員の皆様から御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

C委員：再審議となった場合ですが、本当に厳しいのは重々承知ですが、元々市民協働をやっていくことがゼロ予算であるということに無理がある。そこに関しても検討していただきたい。

委員長：私も委員の立場で発言するが、昨年度は都市計画課において、駐車場で駐車場料金を取ってはどうかとの話をしていたこともありましたが、是非とも本当に収益性がないというのは、去年の県立都市公園利活用等推進有識者会議でも、委員の方から御指摘をいただいているとおりであることから、何とか考えていかなければならないと思いますし、そのためには指定管理者の提案を上手く組んで、創意工夫に頼るところは非常に大きいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

他に御意見等はございますか。

B委員：どうしてもこの場を利用してお話しさせていただきたいことがあります。公園のパンフレットを見て思いましたが、せっかく昔でいうモビリアなどのキャンプ場をはじめ、観光施設などの色々な情報を掲載する必要があるのではないかと。このパンフレットは公園だけの情報にとどまっており、県として見た場合にもう少し面白い情報が入るはずですよ。縦割りだからこうなると思いますし、この作成経費が国庫補助金で行われて余計なことができないという事情があるかもしれませんが、この公園には非常に多くの方が来

ているが、その観光客、来園者が陸前高田市を素通りしてしまいお金が下りないといった話が出ていますので、この公園は追悼の場であるということで、観光とは異なる目的であることはありますが、ちょっと意識しないといけないのではないかと。私どもからは、常にそういう観点を持って、本県のために考えていければいいのかなと思った次第です。

C委員：この公園が岩手県のゲートウェイであるという役割を持つことは、基本計画の中に高々に謳われていて追悼鎮魂だけではなく、にぎわいということは、むしろかなり意識されて作られています。このパンフレットがあまりそういう感じでないのは確かですが。

B委員：やはり面白くないなど。観光という要素も加えていただくのがよいかなど。

委員長：去年の会議でもここは鎮魂の場だからという意見があり、そういうものを載せてはいけないのかなっていうようなところが、陸前高田市と国の会議でも言われたりしましたが、その辺は、やはりそういう展開をやっていかないと、活用という視点も必要ではないかと考えていますので、その辺もよろしく願いいたします。

委員長：他にございますか。それでは事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局：事務局からでございますが、先ほどもご説明いたしました、11月上旬に次回の委員会を予定してございます。詳しい日程につきましては、各委員の御都合を確認のうえ、連絡を差し上げたいと思っております。

委員長：それでは、以上で本日予定していました事項はすべて終了いたしました。本当に長時間になりましたけれども、皆様の円滑な議事への進行への御協力、本当にありがとうございました。それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

.....

## 7 閉会

- 事務局から閉会宣言